

小山町立成美小学校学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための校内組織

本校においていじめを未然に防止するため、また、早期発見早期対応するために、情報収集や実態把握を積極的に行い、学校全体の雰囲気や「いじめが起こりにくい」「いじめを許さない」方向に向け、より良い人間関係や風土を作り上げるために、以下のような構成員により校内委員会を設置します。

<いじめ防止対策委員会> (以下、委員会)

※定例会を基本に緊急会議の開催等柔軟な対応を行います。

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

<拡大いじめ防止対策委員会> (以下、拡大委員会)

※学校いじめ防止基本方針の見直しや改訂の検討。重篤なケースへの対応等を行います。

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

スクールカウンセラー、学校評議員、主任児童委員、警察関係者(交番)

3 いじめ防止等のための対策

(1) 人権教育の推進

① 学級活動

- ・いじめを許さない、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを、教職員全体で共有し、指導にあたります。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己有用感・自己肯定感を育みます。

② 徳教育

- ・ 道徳の授業を通して規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を推進します。
- ・ 道徳の授業の中で、友達を思いやる心や自己肯定感を育成します。

③ 教育活動

- ・ 様々な場面・学習を通して児童の社会性やコミュニケーション能力を育成します。
- ・ 「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育みます。
- ・ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを伝えます。また、その考え方こそ、大きないじめにつながることを理解させます。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

<児童会の活動>

- ・ 仲よし班活動の充実により、子供相互の結びつきを深めます。
- ・ 「友達の良いところ探しウィーク」を実施します。
- ・ あいさつ運動を通して、子ども同士の関わりを深めます。

(3) 保護者や地域への啓発

①家庭との連携

- ・ 学校だよりや学年だよりによって子どもたちの活動を伝えます。
- ・ いじめ等に係る学校の考え方の周知します。(PTA総会や学級懇談会)
- ・ 学校ホームページで、本校いじめ防止基本方針の周知をします。

②地域との連携

- ・ 保護者による登校時の交通指導を通じた児童の様子の情報交換をします。
- ・ 交通指導員等、外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告を密にします。

(4) いじめに関する教職員の研修

- ・ いじめを未然防止、及び早期発見するためには児童の様子から状況を把握する力が求められます。また、より良い人間関係作りをするための教師の努力と技術向上のため、スクールカウンセラー等を活用した研修に励みます。

(5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施(6月、2月)と検討会を開催します。

②学級担任による教育相談の実施します。

- ・ 全校児童対象に年2回の実施を計画します。
- ・ 心配される児童には定期的に相談を実施します。

③スクールカウンセラーによる教育相談を実施します。

(6) いじめに対する措置

①いじめ対策委員会の開催

- ・いじめの情報を受けた時は、直ちに委員会を開き対応を検討します。
- ・いじめアンケート実施後は、情報がなかった場合でも、委員会を開きます。
- ・速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話聞けるような体制をとります。(複数による事情徴収、複数による指導の徹底)
- ・いじめ対策委員会を通し、学校全体で情報共有を図り、必要な組織体制をとり、指導にあたります。

② いじめられた児童・保護者への配慮と対応

- ・いじめられた児童、知らせた児童の安全を確保します。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努めます。

③いじめた児童・保護者への指導と対応

- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどをして、事態の収拾に努めます。

(7) 重大事態への対処

①調査

- ・重大事態が発生した場合には小山町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行います。
- ・結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

②各対応の担当

- ・校内の統制と指揮 (校長)
- ・学外への緊急支援要請 (校長・教頭)
- ・報道機関への対応 (教頭)
- ・全校児童生徒への対応 (教頭・教務)
- ・関係機関との連携 (教頭)
- ・授業変更等の措置 (教務)
- ・経過の整理 (学級担任・生徒指導主任)
- ・現場での実践的対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・保護者、地域との連携 (学級担任・生徒指導主任)
- ・保護者への連絡、対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・個々の児童生徒への対応 (学級担任・生徒指導主任)
- ・S Cや医療機関との連携 (生徒指導主任)
- ・児童生徒の心のケア (スクールカウンセラー)
- ・応急処置や心のケア (養護教諭)